

I - 1 下関市立市民病院 院内感染防止対策指針

I. 総則

1. 目的

本指針は、下関市立市民病院(以下「市民病院」という)における感染管理体制、医療関連感染の予防及び、集団感染事例発生時の対応などの基本方針を示す。患者及び訪問者、全職員を院内感染から防御し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

2. 院内感染防止対策の基本的な考え方

市民病院は、高度・特殊・先進医療を担う自治体病院で、下関市の第二種感染症指定医療機関である。伝播リスクの高い感染症患者に対する、高度な感染対策を実践するとともに、易感染患者を含む全ての対象者を病院感染から防護する責務がある。そのため効果的な感染管理組織を整備し、感染対策防止マニュアルを策定し実行する。

全職員は、病院感染防止対策マニュアルを遵守し、常に標準予防策と適切な感染経路別予防策を医療行為において実践する。院内外の院内感染情報を全職員が共有し、異常を速やかに察知し迅速な対応を目指す。また、院内感染発生事例を分析-評価し、感染対策の改善に活かす。こうした感染対策に関する基本姿勢を職員に周知し、医療の安全性を確保し患者に信頼される医療サービスを提供する。

II. 市民病院感染管理組織

1. 院内感染管理委員会

院内感染管理委員会が設置され、毎月1回定例会を開催している。

院長を委員長とし、関係各部門責任者および委員長が必要と認めた職員を構成員として組織する。緊急時は、臨時に会議を開催する。

【院内感染管理委員会審議事項】

- (1) 院内感染防止対策の立案
- (2) 院内感染発生状況の把握及びその対策の立案
- (3) 院内感染発生時の指導及び助言
- (4) 院内感染防止のための啓発、教育及び研修
- (5) 感染症発生動向の確認
- (6) 抗菌薬適正使用の確認
- (7) その他目的達成のために必要な業務

2. 感染管理室

院内感染等の防止に関する業務を行うために設置する。

III. 病院感染対策マニュアルに関する基本的考え方

1. 基本的考え方

米国疾病予防センター（CDC）ガイドラインや、科学的根拠の強い臨床研究に基づいた、実践可能な病院感染対策マニュアルを作成し、随時、改訂・更新を行う。

2. 院内感染対策マニュアルの内容

標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用、各種処置における感染防止対策、医療廃棄物の取り扱いをはじめ、アウトブレイク時の対応や、病院感染症発生時の報告・指示体制等を明示し、緊急事態に速やかに対応できるようにする。

3. 職員への周知

必要な部署に配布すると共に、電子カルテ掲示板にて全職員が閲覧できるようにする。また、感染対策の遵守状況を継続的に把握する。

IV. 院内感染管理に関する職員研修の基本方針

1. 研修の目的

院内感染管理の基本的な考え方及び標準予防策、感染経路別予防策、職業感染対策をはじめとする院内感染防止の具体策を全職員に周知徹底し、職員個々の院内感染防止対策に関する意識と知識・技術の向上を図る。

2. 研修の方法

- (1) 新採用職員に対する研修
採用時に院内感染管理の基礎に関する研修を行う。
- (2) 感染管理委員会に所属する職員の研修
各委員は、外部研修会研究会、学会などへ積極的に参加し、感染管理の最新の知識と技術を得る。
- (3) 全職員を対象にした継続的な研修

全職種対象に少なくとも年2回程度の院内感染防止対策に関する研修会を開催する。

V. 感染症発生状況の監視と報告に関する基本方針

1. 関係職員は、院内感染防止対策マニュアルに規定した感染症の報告(感染症法に基づく報告含む)を感染管理室に行う。
2. 指定抗菌薬届出報告を行い、サーベイランスに協力する。
3. 感染制御チーム(ICT)、抗菌薬適正使用支援チーム(AST)、感染管理室は、感染症例報告、サーベイランスデータ、ICT院内ラウンド、指定抗菌薬届出報告などからリスク事例を把握し対策の指導を行う。
4. サーベイランスを積極的に実施し、感染対策の改善に活用する。
5. 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)は抗菌薬使用状況の把握と適正使用への啓発と介入をする。

I-1

VI. アウトブレイクまたは異常発生時の対応

1. 微生物の分離率や感染症報告などから、アウトブレイクあるいは異常発生を迅速に特定する。
2. 院内感染のアウトブレイクまたは異常発生時は、速やかに院長(院内感染管理委員会委員長)に報告するとともに、緊急院内感染管理委員会を開催し、原因の調査と対応策を講じる。
3. 院内感染のアウトブレイクや、重症者・死亡者などが出た場合の保健所報告については院長が判断する。また、報告が義務付けられている感染症が特定された場合は、速やかに保健所に報告する。
4. 病院内の感染管理組織機能のみでアウトブレイクへの対応が不十分な場合は、下関市立下関保健所や国立感染症研究所などを活用し、外部支援を要請する。

下関市立市民病院

院内感染防止対策指針

VII. 患者への情報提供と説明

1. 本指針は、患者またはその家族が閲覧できるようにする。
2. 疾病の説明とともに、感染防止対策に理解を得るための説明を行い協力を求める。

年月日	改訂箇所	改訂内容	版数
H24・4・1	初版制定		初版
H29・6・7	改訂	見直し	2版
R2・7・16	改訂	全体の見直し	3版